

2008年漁業センサス実施計画概要(案)

I 2008年漁業センサスの役割

1 我が国水産業をめぐる動き

(1) 我が国漁業は、周辺水域の水産資源が漁場環境の悪化も背景として、全体としては依然低位水準にとどまっているとともに、漁業就業者の減少・高齢化など生産構造の脆弱化が進むなど厳しい状況に直面している。一方、国際化が進展する中で、世界の水産物需要は、健康志向等の高まりを背景に増加を続けており、海外からの輸入に大きく依存する我が国としては、世界的な資源管理とともに、我が国水産資源の維持・管理の重要性が増大してきている。

また、水産業・漁村は豊かな自然環境や交流の場の提供などの多面的機能を有しており、これらの機能に対する国民の期待も高まっている。

(2) このような状況の中で、水産基本法（平成13年6月）に基づく新しい水産基本計画が、平成19年3月に策定され、①水産資源の回復・管理の推進、②国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立、③水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開、④漁村等の総合的整備と多面的機能の発揮、⑤未来を拓く新技術の開発と普及等に関する施策を展開していくこととしている。

2 漁業センサスの基本的な役割

漁業センサス（指定統計第67号を作成するための調査）は、1949年（昭和24年）に開始し、3回目（1963年（昭和38年））以降は5年ごとに実施し、2008年漁業センサスは12回目となる。（別添1「漁業センサスの沿革」参照）

漁業センサスの基本的な役割は、以下のとおりである。

(1) 我が国漁業の生産構造、就業構造等の実態と変化を把握

我が国漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業等の漁業をとりまく実態と変化を総合的に把握し、新しい水産基本計画に基づく水産行政施策の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供する。

(2) 漁業に関する小地域統計を作成し、地域における統計利用を促進

国、都道府県、市町村における水産業振興施策の推進等に資するため、全国・大海区別や都道府県別に加え、市区町村別などの小地域ごとに統計資料を整備し、提供する。

(3) 各種水産統計調査の実施に必要な母集団を整備

水産基本計画に基づく水産行政施策の推進に必要な各種の水産統計調査を効率的に実施するため、これに必要な情報を備えた母集団を整備し、提供する。

3 2008年漁業センサスの視点

2008年漁業センサスにおいては、上記の基本的な役割を果たすことを基本とし、新しい水産基本計画に基づく水産行政に的確に対応するため、次のような視点から調査を実施することとする。

(1) 漁業経営体の動向及び資源管理に関する調査内容を拡充しその実態を把握

我が国漁業においては、担い手の高齢化と減少が引き続き進行し、担い手の育成・確保が一層重要となっていることから、新たに新規就業者の把握などの調査内容を拡充し、その実態を明らかにする。また、国際的な漁獲規制が強まる中、今後期待が高まるまぐろ類養殖の実態を把握する。

(2) 漁業地域の活性化への取組実態を総合的に把握

漁村地域の活性化が重要となっていることから、漁家民宿や遊漁の利用者数など漁業経営の多角化の実態について把握するなど調査内容を拡充する。

また、既に作成されている農林業センサス地域データベースに2008年漁業センサスの調査結果を加え、総合的な農林漁業センサス地域データベースを構築する。

(3) 水産物の流通・加工業の実態を把握

水産物の流通・加工業は、水産物の供給システムを担う重要な部門であることから、引き続き水産物の流通・加工業の実態を明らかにするとともに、水産加工業における外国人の雇用の実態を新たに把握する。また、別途統計部が実施している水産加工統計調査の実施に必要な母集団情報を提供するため、水産加工品の生産量を把握する。

Ⅱ 2008年漁業センサス主要改正点

1 改正の必要性・背景

平成20年11月に実施を予定している2008年漁業センサス（以下「調査」という。）は、我が国漁業及び水産行政の動向に対応させた調査内容とすること、また、近年のプライバシー意識の高まり等の調査環境の変化、国家公務員の総人件費改革等の動きを踏まえ、円滑かつ効率的に実施することが課題となっており、これらの課題への対応を図るため、調査事項、調査方法等の変更を行う。

2 改正の概要

(1) 調査体系の見直し

ア 調査の廃止

2003年漁業センサスにおける「漁業従事者世帯調査」については、これまで調査の準備段階で漁業経営体からの聞き取りによって調査対象（漁業従事者世帯）を特定していたが、近年、事業者の個人情報保護意識の高まりの中で、漁業従事者世帯の正確な聞き取りが困難となったことから廃止する。ただし、漁業従事者の人数、男女別、年齢については、「漁業経営体調査」で雇用主から把握する。（別添2「2008年漁業センサス調査体系の見直し」参照）

イ 調査対象から除外

- (ア) 「漁業経営体調査」及び「内水面漁業経営体調査」の調査対象であった官公庁・学校・試験場のうち、産業分類上漁業に分類されない事業所は除外する。
- (イ) 「漁業管理組織調査」については、調査の効率的実施の観点から、調査対象を漁業協同組合に関連した組織に限定し、漁業協同組合に関連しない組織は除外する。
- (ウ) 「海面漁業地域調査」及び「内水面漁業地域調査」については、調査対象を漁業協同組合に限定し、地方公共団体、遊漁案内業者等は、調査の効率化の観点から除外する。
- (エ) 「水産物流通機関調査」の「水産物卸売業者調査票」及び「水産物買受人調査票」を廃止することに伴い、水産物卸売業者及び水産物買受人は、調査の効率的実施の観点から除外する。

ウ 調査票の整理

- (ア) 「漁業経営体調査」では、個人経営体、漁業協同組合・漁業生産組合、共同経営のそれぞれについて、他計方式により1種類の調査票で把握していたが、調査票の自計化に伴い、正確な記入と調査客体の負担軽減を図ることを目的にそれぞれの調査票を作成し、分離して把握することとした。
- (イ) 「水産物流通機関調査」の「水産物卸売業者調査票」及び「水産物買受人調査票」を廃止する。これに伴い「水産物流通機関調査」の名称を「魚市場調査」に変更する。

エ 新しい政策ニーズに対応した調査事項の追加

我が国漁業における担い手の確保・育成や漁村地域の活性化等に資するため、漁業への新規就業者数や漁家民宿利用者数を「漁業経営体調査」の中で、新たに把握する。

更に、国際的な漁獲規制が強まる中、今後期待が高まるまぐろ類養殖の施設面積を「漁業経営体調査」の中で新たに把握する。

(2) 調査方法の変更

ア 面接聞き取り調査から自計申告調査への移行

漁業センサスについては、これまで流通加工調査を除き、調査客体への面接聞き取りにより実査を行ってきたが、近年のプライバシー意識の高まり等を踏まえて、自計申告調査を基本とした調査方法へ移行する。

ただし、漁業就業者の高齢化等の状況を踏まえ、調査客体から面接聞き取り調査の申出があった場合には、引き続き面接聞き取りの調査方法によることも可能とする。

イ 農林水産省の職員による調査から調査員調査への移行

国家公務員の総人件費改革に伴う農林水産統計分野の定員削減に対応するため、これまで農林水産省の職員による調査(一部調査員調査を併用)で実施していた「漁業管理組織調査」、「海面漁業地域調査」、「内水面漁業経営体調査」、「内水面漁業地域調査」及び「冷凍・冷蔵、水産加工場調査」については、調査員調査へ移行する。

ウ 一部調査におけるインターネット申告の併用

調査の円滑な実施と調査客体及び調査員の負担軽減等を図る観点から、流通加工調査において、政府共同利用システム（オンライン調査システム）を活用したインターネット申告を可能とする。

Ⅲ 2008年漁業センサスの調査体系

1 調査の種類

- (1) 調査は、海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査とする。
- (2) 海面漁業調査は、漁業経営体調査、漁業管理組織調査及び海面漁業地域調査とする。
- (3) 内水面漁業調査は、内水面漁業経営体調査及び内水面漁業地域調査とする。
- (4) 流通加工調査は、魚市場調査及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査とする。

2 調査の時期

調査は、平成20年11月1日現在で実施する。

3 調査の地域

調査は、全国を対象とする。

4 調査の対象

- (1) 海面漁業調査は、沿海市区町村等にある海面漁業に係る漁業経営体、漁業管理組織及び漁業協同組合（以下「漁協」という。）について行う。
- (2) 内水面漁業調査は、共同漁業権の存する湖沼に係る漁業経営体、内水面養殖業に係る漁業経営体及び内水面漁協について行う。
- (3) 流通加工調査は、沿海市区町村等にある魚市場並びに冷凍・冷蔵工場及び水産加工業について行う。

5 調査の系統

- (1) 海面漁業調査漁業経営体調査は、農林水産省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査客体の系統により実施する。
- (2) 海面漁業調査漁業管理組織調査、同調査海面漁業地域調査、内水面漁業調査及び流通加工調査は、農林水産省－地方統計組織－統計調査員－調査客体の系統により実施する。

6 調査の方法

- (1) 海面漁業調査及び内水面漁業調査は、統計調査員が調査客体に対し調査票を配布して行う自計申告調査の方法により行う。ただし、調査客体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査客体に対する面接調査の方法により行う。
- (2) 流通加工調査は、統計調査員が調査客体に対し調査票を配布して行う自計申告調査の方法又はオンラインによる報告により行う。

7 調査事項

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

- (ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設
- (イ) 個人漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数 等

イ 漁業管理組織調査

- (ア) 漁業管理組織の概要
- (イ) 漁業管理の内容

ウ 海面漁業地域調査

- (ア) 生産条件
- (イ) 活性化の取組

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

- (ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設
- (イ) 個人の漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況 等

イ 内水面漁業地域調査

- (ア) 組合員数
- (イ) 漁場環境
- (ウ) 遊漁の状況
- (エ) 活性化の取組

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

- (ア) 魚市場の施設及び取扱高
- (イ) 水産物卸売業者及び水産物買受人業者数

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

- (ア) 事業内容、従業者数
- (イ) 冷蔵能力、水産加工品生産量 等

8 集計事項

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

- (ア) 漁業経営に関する事項
- (イ) 漁船に関する事項
- (ウ) 個人漁業経営体に関する事項
- (エ) 漁業就業者に関する事項

イ 漁業管理組織調査

- (ア) 管理対象魚種別組織数
- (イ) 管理対象漁業種類別組織数 等

ウ 海面漁業地域調査

- (ア) 生産条件別漁協数
- (イ) 活性化の取組別漁協数 等

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

- (ア) 湖沼漁業に関する事項
- (イ) 内水面養殖業に関する事項

イ 内水面漁業地域調査

- (ア) 漁場環境別漁協数
- (イ) 活性化の取組別漁協数 等

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

- (ア) 開設者の種類別市場数
- (イ) 市場の規模別市場数 等

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

- (ア) 形態別工場数
- (イ) 冷蔵・凍結能力別工場数
- (ウ) 加工種類別工場数 等

9 結果の公表及び期日

調査の全国結果について、その概要を平成21年8月31日までに公表し、その詳細については逐次、刊行物、インターネット等により公表する。

IV 2008年漁業センサス広報計画

2008年漁業センサスの実施に当たっては、広く国民の理解を得ることが不可欠であり、積極的かつ効果的な広報・宣伝活動を展開することが重要である。

また、今回の調査において、調査体系、調査内容等の大幅な見直しを行ったことから、調査協力者として重要な水産関係団体等に対して、調査の見直し内容やその背景等を説明し理解を得ながら、調査の円滑な実施を図っていく必要がある。

このため、以下のとおり総合的な広報・宣伝活動を積極的に実施する。

1 農林水産省の取組

農林水産省においては、全国段階の水産関係団体等への調査の概要説明及び協力依頼を行うとともに、農林水産本省のみならず、地方農政局等を通じて以下の取組を行う。

- (1) 2008年漁業センサスに関するポスター及びパンフレットの作成・配布
- (2) 農林水産省及び地方農政局等ホームページへの掲載
- (3) 農林水産省及び地方農政局等メールマガジンへの掲載
- (4) 政府広報への掲載・投稿
- (5) 全国段階関係団体の機関誌等への掲載・投稿
- (6) 水産関係紙へ広告掲載等
- (7) 都道府県段階関係団体の機関誌等への掲載・投稿

2 地方公共団体の取組

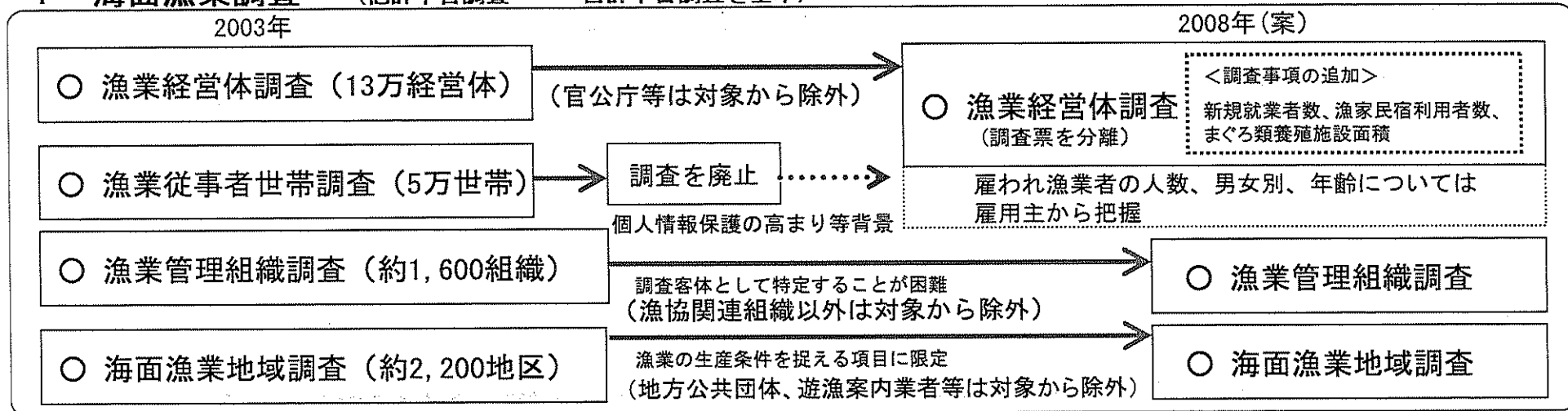
都道府県及び市区町村においては、農林水産省の取組内容を踏まえて、地方公共団体が発行する広報誌への掲載、ポスターの掲示、パンフレットの配布、都道府県記者クラブ等マスコミ関係者に対する調査概要の説明など、都道府県及び市区町村が持つ広報媒体等を積極的に活用して広報・宣伝活動を行う。

[illegible]

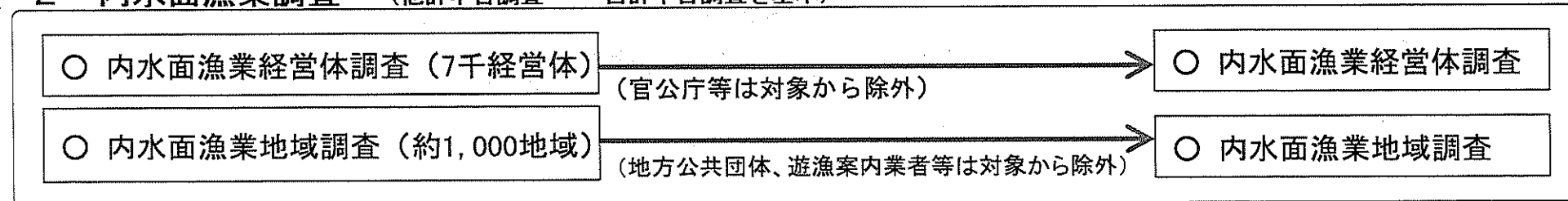
2008年漁業センサス調査体系の見直し

(別添2)

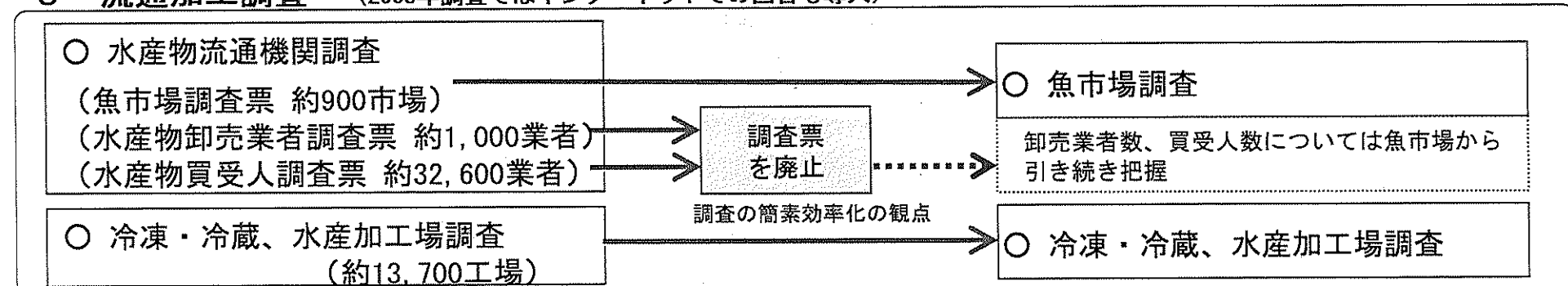
1 海面漁業調査 (他計申告調査 → 自計申告調査を基本)



2 内水面漁業調査 (他計申告調査 → 自計申告調査を基本)



3 流通加工調査 (2008年調査ではインターネットでの回答も導入)



※ 2003年調査までは、「漁業経営体調査」は調査員調査、それ以外の調査は職員調査であったが、2008年調査では全て調査員調査で実施予定

2008年漁業センサス調査体系

調 査 の 名 称		調 査 の 範 囲	調 査 対 象	調 査 の 系 統	調 査 の 方 法	主 な 調 査 事 項
海 面 漁 業 調 査	漁 業 経 営 体 調 査	海面に沿う市区 町村	漁 業 経 営 体	農林水産省 都 道 府 県 市 区 町 村 調 査 員	調査員が調査客体に 調査票を配布し、自 計申告する方法 ただし、調査客体か ら面接調査の申出が あった場合には、面 接調査により行う	個人漁業経営体の世帯員数、従事状況、漁業従事日数、兼業 状況、 保有漁船隻数・トン数、漁業種類、養殖施設規模、雇用者 数、漁獲物の販売金額
	漁 業 管 理 組 織 調 査		漁 業 管 理 組 織			管理対象魚種・漁業種類、参加漁業経営体数、漁業管理の内 容
	海 面 漁 業 地 域 調 査		漁 業 協 同 組 合			漁業権放棄の放棄面積・原因、遊漁関係団体と連携した取 組、漁業体験等の参加人数
内 水 面 漁 業 調 査	内水面漁業経営体調 査	共同漁業権が設 定されている湖 沼及び内水面養 殖を営む漁業経 営体の所在する 市区町村	内水面漁業経 営体	農林水産省 地 方 統 計 組 織 調 査 員		個人漁業経営体の世帯員数、従事状況、漁業従事日数、兼業 状況 保有漁船隻数・トン数、漁業種類、養殖施設規模、雇用者 数、漁獲物の販売金額
	内水面漁業地域調査	内水面における 漁業権行使区域 により区分され ている内水面漁 業地域	内水面漁業協 同組合			組合員数、漁場環境改善の取組、生産した種苗の種類、放流 量、遊漁承認証発行枚数、水産物直販所利用者数
流 通 加 工 調 査	魚市場調査	海面に沿う市区 町村	魚 市 場		調査員が調査客体に 調査票を配布し、自 計申告する方法又は オンラインによる報 告	売場面積、卸売業者・買受人数、取扱数量・金額、衛生管理 機器の設置状況
	冷凍・冷蔵、水産加 工場調査	全国の市区町村	冷凍・冷蔵工場 水 産 加 工 場			事業種類、従業者数、冷凍・冷蔵庫の利用者、冷凍・冷蔵能 力、水産加工品の生産量、水産加工品の販売金額、原材料の 仕入れ先、工程管理の状況

2008年漁業センサス年次計画表

(別添4)

平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
・ 漁業センサス研究会 設 置：18年11月13日 第1回：12月14日 第2回：19年2月6日 第3回：2月26日 第4回：3月27日 ・ 現地実態把握	・ 試行調査 (19年7月1日) ・ 漁業センサス研究会 第5回：19年9月21日 第6回：20年2月7日 ・ 統計委員会 諮問：19年11月12日 答申：20年1月21日 ・ 調査票マスター作成プログラムの作成	・ センサス実施広報 ・ 調査員の任命 ・ 客体候補者名簿作成 (20年9月1日) ・ 実査(20年11月1日) ・ 審査・修正 ・ 集計プログラムの作成	・ 集計(1次集計) ・ 結果概要等の公表 (～21年8月末) ・ 報告書作成 ・ 統計調査員の功績者に対する大臣表彰	・ 集計(2次集計) ・ 報告書作成 ・ 英語版報告書作成 ・ 地域データベースの作成・分析書等の作成

